

## コロナ禍と除菌対策【2】

# 感染対策の「不都合な真実」 濡れ衣を着せられた次亜塩素酸水溶液

越智文雄（一般社団法人次亜塩素酸水溶液普及促進会議代表理事）

新型コロナウイルス第3波を克服するためには次亜塩素酸水溶液をはじめとする除菌対策が欠かせない。緊急寄稿の後編では、感染対策として有効であると国が認めた次亜塩素酸水溶液の活用が一部業界の妨害工作により促進されていない現状を告発したい。本稿は昨年12月10日、参議院議員会館会議室で開かれた議員勉強会「コロナ感染対策を資材と方法から考える会」での筆者の講演をもとに書き下ろしたものである。

（おち・ふみお）1957年12月札幌生まれ。北大法学部卒。北海道電力で危機管理対策課長、広報課長を歴任。電気事業連合会副部長を務める。2012年（株）あかりみらい設立。20年一般社団法人次亜塩素酸水溶液普及促進会議（JFK）設立。代表理事就任。63歳

### 混同される劇薬と除菌液

先月本誌に寄稿した後、東京都などに緊急事態宣言が発令され、2月2日にはその延長が決定された。国会審議も始まったが、ワクチン以外のコロナ感染対策の具体案はまだ出てこない。1年たっても解決策が見出せないのは技術の限界なのだろうか、それとも国家危機管理システムの限界なのだろうか。現在の状況を打破するためにやるべきことはまだあり、解決策もここにあるのである。

よくある勘違いで名前が似ている「次亜塩素酸ナトリウム」と次亜塩素酸水溶液を混同して議論する人がいる。市販されている漂白剤やカビ取り剤は有効塩素濃度5万〜6万ppmにもなる「混

ぜるな危険！」の劇薬で、取り扱いには嚴重な注意が必要である。昨年5月のWHOのガイドンスは、この次亜塩素酸ナトリウムや次亜塩素酸カルシウムを空間噴霧することの危険性を指摘したものだ。一方の次亜塩素酸水溶液は、通常10〜100ppm程度で食品の洗浄や歯医者でのうがい水などにも使われている。これをあえて間違えたふりをする悪質なネット書き込みもあり、これに影響されたのか昨年12月、渋谷区の広報は驚いたことに「次亜塩素酸水は絶対に噴霧しないでください」と告知したが、後で当会（JFK）の指摘により「次亜塩素酸ナトリウムとの間違いでした」と修正した。

いたとすれば渋谷区はどう詫言ののだろうか。そもそも昨年春先のアルコール不足の時に劇薬の漂白剤、カビ取り剤を薄めて使えば良いと広報したのは厚労省である。現在、次亜塩素酸水溶液という価格が安く、使い勝手の良い、かつ安全な液剤が存在しているのに数万ppmの劇薬を家庭や防災避難所で「薄めて使え」という指示はナンセンスであり、本来安全な次亜塩素酸水溶液の空間噴霧の比でない危険な通告を放置していることとなる。皆さんが毎日飲んでいる水道水は0.1〜1.0ppmの塩素が入っている薄い次亜塩素酸水溶液である。映画のシミュレーションだが、テロリストが水道水に先の次亜塩素酸ナトリウムを所定の1万倍も混ぜたら大変な健康被害がでる。どん

な医薬品でもその取り扱いを誤ると危険な毒となる。睡眠薬を飲み続けると副作用も出るし、アレルギー体質の人が服用できない薬もある。WHOも厚労省もプロであり、そんなことは常識として知っている。それを数万ppmと10〜100ppmをあえて混同させて「お勧めしない」通達を出す理由は何なのだろうか。

空間噴霧が危険だという誤りに対しても述べた。PM2.5の研究では、1ミクロン以下の粒子でなければ人間の肺の中には到達しない。通常のスプレートの液滴や超音波加湿器によるミクロ粒子でも肺には到達できない大きさである。そもそも次亜塩素酸は有機物と触れた瞬間に鼻腔内や口腔内で水となってしまう性質を持つ人間の体内にも保有している物質である。通常の噴霧や超音波加湿器によるミクロ粒子でも肺までは到達しないのであるから、人体に害があるという被害例はどこにあるのだろうか。

実際、これまで農業などでも前号で触れた労働安全基準に則った安全な空間噴霧を行なってきており、事故事例報告は聞いたことがない。事故事例があつて危険であるかのように大きな声で叫んでいるのは誹謗、風評以外の何なのだろうか。

ている一因と言わざるを得ない。ところで今、海外ではどのような除菌方法が取られているのだろうか。インターネットやYouTubeなどで検索したところ、アメリカでは当時のトランプ大統領の特別補佐官が「次亜塩素酸水溶液は効果があり空間噴霧が最も妥当である」と述べている。プーチン大統領が側近と会うにも除菌トンネルをくぐらない者とは面談しないと宣言したことは有名である。イギリスやフランス、ドイツ、イタリア、スペインでも空間噴霧による除菌が行なわれており、中国や台湾、韓国では除菌液の大量噴霧により感染を封じ込めている。

なぜ次亜塩素酸水溶液が妨害されるのか  
次亜塩素酸水溶液の特徴に、価格が他の除菌剤に比べてはるかに安いことがある。安いからこそ大量に毎日除菌に使うことができるのである。アルコールなどの消毒液が1リットルボトル1本で1000円以上もするのに対して、次亜塩素酸水溶液は電解装置による生成やパウダーによる生成の場合ではその何十分の1の価格で同様の効果を得ることができる。だからこそ、一部業界からなりふり構わぬ妨害と風評の捏造が行なわれているのである。ちなみにアルコールは空間噴霧ができない。空間全体や床面を消毒するにも揮発して効果は得られないし、恐らく気分が悪くなる人が大勢出るだろう。間違えて高圧噴霧器で噴霧すれば火炎放射器になりかねない。

誤った通達が悪意とともに拡散  
このように日本が発明した次亜塩素酸水溶液が世界で活躍しているのに、なぜ政府や関係者はこの海外での取り組みを調査しないのだろうか。この頑なな姿勢が「ゼンメルワイズ反射」（※後述）の連鎖に見えるのは筆者だけだろうか。



次亜塩素酸水の風評払拭と普及促進を目指す越智氏

これに対し、次亜塩素酸水溶液は安全に空間噴霧ができる。製品の特製に応じてふさわしいものをふさわしく使うことで感染予防ができるのである。自分の製品が空間噴霧ができないから誹謗中傷して官僚を動かす、WHOのガイドンスを捏造してでも空間噴霧だけはさせない——風評の捏造の背景にこのような業界の妄執があるなら、これこそ結果的に感染を拡大させ、国民の健康を害し

あるウイルス学会の元理事長にこの風評の異常さと執拗さを問うと、「テレビや雑誌に登場する医師や専門家に、あなたはレベル4の実験室を持って新型コロナウイルスについて自分で試験されて



クラスターが発生した奥尻町ではJFKが寄贈した次亜塩素酸水溶液や高圧噴霧器、超音波加湿器などを活用し、この1カ月間は1人の感染者も出していない

いるのですか？」と聞いてみるとよい」とアドバイスをいただいた。

つまり、自分で実験し自分で結論を出しているごく少数の本場の専門家以外は「また聞き」を開陳しているのであり、厚労省の発表と通達以外の知識はないのである。いわんや保健所や学校や自治体は厚労省の「お勧めしない」や渋谷区の「絶対に噴霧しないでください」を信じるしかない。その信じ込みが感染を防ぐ現実的で最善の方法である次亜塩素酸水溶液の空間噴霧を妨げているのである。次亜塩素酸水溶液は数ある除菌製品の中で政府が新型コロナウイルスへの不活化効果を認め、安全で安心して噴霧できる数少ない除菌液である。この1年間で本来は厚労省または経産省がやる

べきだった重要な課題、そしてこれからやらなくてはならないのは、これらの技術のエビデンスを蓄積し、積極的に支援・普及させることである。昨年春先にアルコールが不足してその代替消毒剤として次亜塩素酸水溶液と界面活性剤が効くのではないかとの希望をもって経産省がその外郭組織のナイト(NITE)製評価技術基盤機構)に試験を委嘱した。この発表をもって、国民はアルコールだけでなく、次亜塩素酸水溶液も新型コロナウイルスに対する強力な武器として使えるようになったのである。

ところが残念なことにその発表の会見で評価委員会の松本哲哉委員長自身が「次亜塩素酸水の噴霧粒子が目に入ると結膜炎になる」「ジャブジャブにしないと効かない、身体に悪い、お勧めしない」「ネガティブキャンペーンを張ったことで感染防止の希望の発表のはずが誹謗と風評の出発点になってしまった。この騒動は、実は本来その後発技術として次々と登場した新型コロナウイルス感染症防止の武器となるかもしれない製品への政府としての支援、エビデンス研究の道を閉ざしてしまった。経産省とナイトが次亜塩素酸水溶液に続いて光触媒や二酸化塩素、オゾン、紫外線、抗菌塗装など日本の最新技術の効果を正確に評価して国民に早く広げていけば感染予防はこの1年でもっと進んでいたであろう。

一部業界の利権工作が当時の安倍総理の「やるべきことはすべてやる」、菅総理の「あらゆる手立てを尽くす」という手立ての中での除菌技術の開

生涯を送ったゼンメルワイズ。この事例から新しい事実を反射的に全否定し、社会から抹殺させようと動く集団行動を「ゼンメルワイズ反射」という。消毒を行わずに結果的に多くの産婦を殺してきいた医師たちは、塩素水による手洗いが死者を減らしていることを認めながらも自分たちに非が及ぶことを恐れてゼンメルワイズを否定し、ついには彼を精神病院に追いやったのである。

玉城名誉教授は、現在の国内の次亜塩素酸水溶液を取り巻く状況を「ゼンメルワイズ反射」に限りなく近いと指摘している。そして次亜塩素酸水溶液を感染防止そして除菌対策に導入しない不作為の行為を緊急に吟味し、このコロナ禍の今、その有効活用を早急に促進する環境を整えることが大切だと主張する。感染者が収まらない中で感染対策を妨害する誤った風評は正されなくてはならない。

厚労省の誤った通達の根拠となっていることのひとつに「WHOが(昨年)5月のガイダンスである除菌液は空間噴霧してはならないと発表した」ということがある。原文を翻訳すると次亜塩素酸ナトリウムや次亜塩素酸カルシウムなどの劇薬については空間噴霧を否定しているが、次亜塩素酸水溶液には触れられていない。玉城名誉教授も(昨年)5月のガイダンスではHOC(次亜塩素酸水溶液)には触れていない」ということをWHOに直接確認している。コメントもしていないものに対して「WHOが禁止している」と役所の担当者らが言うのはフェアではない。これは誤訳どころ



1月22日、札幌経済センターで開かれた勉強会では多様な次亜塩素酸水溶液関係の製品が紹介された

ではなく一種の捏造に当たるとはならないか。またいまだに修正されずに掲示されている厚労省・経産省・消費者庁連名のポスターにはナイトの実験では行なわれていない内容の「使用上の注意」が書かれている。曰く「次亜塩素酸水はアルコールのようにシュッとひと吹きでは効かない」「ティンプルを拭くときにはひたひたになるまで濡らさなくてはならない」「20秒以上置いてから拭きとらなくてはならない」といった記載である。

だが、いずれもそのような実験はナイトでは行なわれておらず、JFKのアルコールとの比較実験で全くの間違いであることが判明している。このような政府の指導の中で、次亜塩素酸水溶液を誰がティンプル除菌に使うだろうか。

くだんのポスターには吸い込むことが危険であるかのような表記もあるが、先ほど述べたように何の根拠もない非科学的な注意書きである。確定



北海道神宮では年末年始に次亜塩素酸水溶液の空間噴霧に取り組み、神職や巫女、参拝者から1人の感染者も出さなかった

発というもつとも重要な分野への挑戦を覆滅させてしまった。いままでに救えたかもしれない感染者を救えなかったことの悔いは大きく、この罪は相当に重い。

## ゼンメルワイズ反射から脱却を

世界でもっとも早く次亜塩素酸水溶液の新型コロナウイルス不活化を試験で確認して発表した北海道大学名誉教授の玉城英彦氏は、著書の『手洗いの疫学とゼンメルワイズの闘い』(人間と歴史社刊・2017年)で、約170年前に産褥熱による死亡をなくすために塩素水による手洗いを奨励したハンガリーのゼンメルワイズ医師の功績を紹介している。

当時画期的な提唱であった手指消毒を医学会から真つ向から否定され、以後の迫害により不幸な科学的根拠がないからこそ「お勧めしない」という曖昧かつ無責任な表現を行なっているのである。本当に危険な証拠があるのなら渋谷区のように「絶対に噴霧してはいけない」と通達するべきである。「吸い込む危険性がある」という作文は、訴えられたときのための責任逃れの迷文であり、この工作が全国の学校や保育所、高齢者施設から超音波加湿器を撤去させたのである。誰がこの責任をとるのであるか。

JFKは昨年11月に政府のコロナ対策アクションに「除菌行動」を入れるように提言しており、その理解促進のために「新型コロナウイルス感染を資料と方法で考える会」と題した議員勉強会をきっかけに議員連盟を作る活動に参画している。

自民党の片山さつき議員と12月10日の勉強会に参加した約30人の議員事務所を呼びかけ人に「除菌」という能動的なアクションで新型コロナウイルスと闘っていくことを国会の場で議論していく計画だ。ここには次亜塩素酸水溶液業界以外にも光触媒や二酸化塩素、オゾン、紫外線、抗菌塗装など除菌市場で注目されている技術の業界も参画する予定である。

本稿で述べてきた間違いを指摘する実験動画やメッセージは、JFKのホームページに掲載してあるので、是非ご覧いただきたい。

このような事実と経緯をご理解いただき、愚かな風評を撲滅し「除菌」により新型コロナウイルス感染症を収束させていくことにぜひ皆様のご協力をお願いしたい。